

富山県新型コロナウイルス感染症医療機関・薬局等における感染拡大防止支援事業質問集

※変更箇所は下線部をご参照ください

令和2年10月14日

対象関係

問1	対象期間はいつまでですか。
答	対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。令和2年4月1日以降に発注し、令和3年3月31日までに納品されるものが対象となります。
問2	「〇〇」は対象となりますか。
答	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、新型コロナウイルス感染症に対応するための感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用は対象となります。

申請関係

問1	申請書に添付する見積書、パンフレット、図面等は原本を添付するのでしょうか。
答	コピーを添付してください。
問2	既に購入済みで、見積書を保管しておらず添付できない場合はどうすればいいでしょうか。
答	請求書、納品書等で購入したものの単価がわかるものを添付してください。
問3	支援金は3月31日までの納品分が補助対象とされていますが、実績報告書の提出期限(1月8日)との関係性を教えてください。
答	制度上、3月31日までの納品分が支援金の対象となりますが、本事業の趣旨を踏まえると、一刻も早く感染症対策を行っていただきたいため、本県においては、年内の事業完了(納品)及び実績報告書の提出をお願いしております。できる限り、早期の執行にご協力をお願いします。 ただし、品切れ等の理由により、実績報告提出期限(令和3年1月8日)までに事業が完了しない場合は、事業完了後(納品後)直ちに証拠書類を添えて実績報告書を提出してください。
問4	購入品目において業者の欠品などで申請書の品と違うが同等の効果のあるものが納品されたこの「代替類似品」は対象になるのでしょうか。
答	対象となります。
問5	実績報告時に単価が変更となり総額が増加もしくは減少した場合はどうすればいいでしょうか。
答	1万円でも増加した場合は県医務課へお問い合わせください。また、30%以上の減少があった場合もご連絡ください。内容をお伺いした上で個々に対応したいと考えております。

実績報告関係

問1	<p><u>可能性のある取組みを全て記載して申請したが、実績報告は実施した全ての取組みの報告(証拠書類を含む)が必要か。</u></p> <p><u>例えば、300万円で申請し、交付決定額が100万円で、実際には250万円分の取組みを実施した場合は250万円分の実績報告が必要なのか。</u></p>
答	<p><u>実績報告では、必ずしも全ての取組みを報告いただく必要はなく、交付決定額に達する内容を報告ください。</u></p> <p><u>例を用いると、250万円分の実績報告は必要とせず、交付決定額の100万円に達する内容の報告となります。証拠書類も同様に交付決定額の100万円に達する内容を添付してください。</u></p>